



秋厚労ニュース

NO1740号
2017年2月9日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

みんなで話し合おう

ハラスメント要求案

**意見集約
4/1中央委員会**

秋厚労は2014年からハラスメントに対する運動を強化。2014年の「職場のトラブル調査」に引き続き、昨年末「ハラスメントに関するアンケート」を実施し、結果もほぼまとまりました。今後「ハラスメントに関する要求」提出を目標に、職場や支部での話し合いを進めます。

ハラスメントに関する要求(案)

秋田県厚生連の職場におけるハラスメントの根絶をめざし、以下の事項を要求します。

なお、当要求は、厚生労働省による「パワーハラスメント対策導入マニュアル(第2版)」を参考にしていることを申し添えます。

- ① 貴会理事長名において、「ハラスメント根絶」の意思を宣言すること
- ② 貴会の「パワー(およびセクシャル)ハラスメント防止マニュアル」を規定化すること。その際、以下の点について、内容を改善すること
 - (1) 相談・苦情窓口として、現行の「総務管理課長、人事課長」に、以下を加えること。また、相談・苦情を受けた場合には、同窓口の実態を調査する権限を与えること
 - 1 秋田県厚生連労働組合
 - 2 第一合同法律事務所(秋田市山王中園町2-34)
 - (2) 禁止条項に違反した場合の制裁について、懲戒規定と連動させること
- ③ ハラスメントに係るマニュアル・規則・協定等が機能しているかどうかについて、年に1回以上、労使で検証する機会を設けること

ハラスメントに関する要求を決める中央委員会

4月1日(土) 15:00~17:00
於；秋厚労会館

2つ目は、「ハラスメントに関する要求」を整理し、経営者に改善を求めることです。秋田県厚生連のパワハラ(セクハラ)マニュアルでは、相談・苦情窓口を「病院・総務管理課長、本所・人事課長」としていることから、職場の仲間から「これでは相談できない」など不満が出ています。加えて「相談した人のプライバシーが守られなかった」旨の声もあり、「要求案(上)」は、主にこの点の改善を求める内容になっています。

「内外の人が働きたいと思うような職場」をつくるためには、ハラスメントの問題は避けて通ることができません。また、ハラスメントの背景には今日の日本の医療政策があります。3月4日の中央執行委員会では、弁護士さんを講師に、ハラスメントのミニ学習会も計画されています。

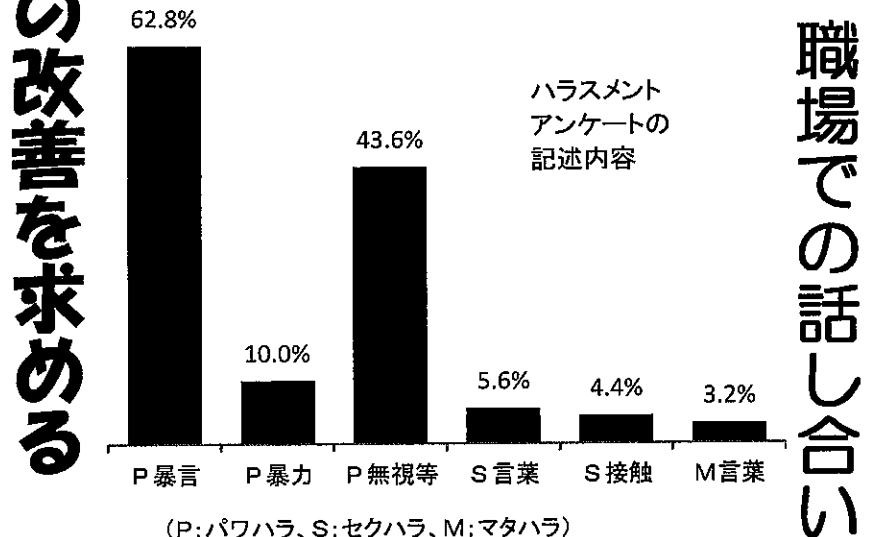
ミニ学習会も計画

アンケートと要求案を基にした支部・職場での話し合い

2014年の調査には932人が回答を寄せてくれました。同じく「密封式」で実施した今回のアンケートは、2965枚配布したうち1172枚を回収(1月末現在)。うち、何らかの記載があったものが565枚でした。

その中で「ハラスメントの存在」を訴える人は250人。内容(複数回答)は、暴言157人(63%)、無視・強制109人(44%)などのパワハラ、接触などのセクハラ25人(10%)。

このアンケートの結果を受けて、去る2月4日に行われた秋厚労・第5回中央執行委員会では、次の2つの運動を進めることを確認しました。



相談苦情窓口などの改善を求める

「要求案」を基に、各支部・職場での話し合いを積み上げ、4月1日の中央委員会で意見を集約します。